

○蒲郡市遺児手当支給規則

昭和48年3月31日

規則第6号

改正 昭和56年3月31日規則第6号

昭和57年10月1日規則第27号

平成11年3月25日規則第26号

平成14年3月29日規則第21号

平成17年4月1日規則第44号

平成19年3月19日規則第11号

平成24年3月21日規則第13号

平成28年3月22日規則第42号

平成30年3月22日規則第10号

[注] 平成30年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、蒲郡市遺児手当支給条例（昭和48年蒲郡市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(障害の状態)

第2条 条例第2条第1項第2号に規定する障害の状態とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級、2級及び3級程度

(2) 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める程度

(申請の手続)

第3条 条例第5条第1項に規定する蒲郡市遺児手当（以下「手当」という。）の支給申請は、蒲郡市遺児手当支給申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の受給資格等の認定の請求に併せて手当の支給申請をするときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 条例第3条第1項に規定する受給資格者及び条例第2条第1項に規定する遺児（以下「遺児」という。）の戸籍謄本
- (2) 遺児の父又は母が前条に定める障害の状態にあるときは、医師の診断書又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の写し若しくは国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）に定める国民年金証書の写し
- (3) 条例第2条第1項第3号から第6号までの規定に該当する遺児については、その事実を証明する書面
- (4) 父若しくは母以外の者が遺児を養育しているときは、遺児を養育することを証明する書面
- (5) 遺児が15歳又は18歳に達した日の属する年度の末日以後引き続き中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学するときは、在学証明書
- (6) 条例第2条第1項第7号の規定に該当する遺児については、市長が指定する書面

（平30規則10・一部改正）

（審査結果の通知）

第4条 条例第5条第2項の規定による通知は、遺児手当／認定／却下／通知書（第2号様式）によるものとする。

（所得状況の届出）

第5条 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、毎年8月1日から8月31日までの間に市遺児手当所得状況届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（支給の停止等）

第6条 条例第3条第1項ただし書及び第7条の規定により手当の支給を停止し、又はその停止を解除する場合は、遺児手当／支給停止／支給停止解除／通知書（第4号様式）によるものとする。

（平30規則10・一部改正）

(手当認定事項変更の届出)

第7条 受給者は、手当認定事項に変更の必要を生じたときは、速やかに遺児手当認定事項変更届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(受給資格喪失の届出)

第8条 受給者は、条例第3条に定める支給要件が消滅したときは、遺児手当受給資格喪失届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年規則第6号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第26号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第21号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第13号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定(「又は登録原票記載事項証明書」を削る部分に限る。)及び第5条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第42号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第10号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、改正前の蒲郡市遺児手当支給規則の規定による第1号様式
の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式(第3条関係)

蒲郡市遺児手当支給申請書

年 月 日

蒲郡市長 殿

次のとおり、遺児手当の支給を申請します。

ふりがな				生年月日	・	・
申請者 (受給資格者)	⑩			個人番号		
住所	蒲郡市	職業	勤務先名			
	TEL		携帯電話	TEL		
金融機関	銀行 信用金庫 農協		普通 支店 No. 当座			
配偶者	氏名	扶養義務者	氏名			
	生年月日 個人番号		生年月日 個人番号			
父・母	児童の父			児童の母		
	・ 生			・ 生		
遺児	氏名	生年月日	続柄	在学学校名及び学年		
		・		学校	年	
		・		学校	年	
同意書	蒲郡市遺児手当支給の申請をするにあたり、認定時及び受給期間中、私や配偶者及び同居の扶養義務者の所得状況並びに世帯構成状況について調査することに同意します。					
	年 月 日 氏名 ⑩					
事由						
市認定番号		手 当 月 額	市	・	・	円
県認定番号			県	・	・	円
国認定番号			国	・	・	円
受付年月日		資格喪失年月日		資格喪失理由		

第2号様式(第4条関係)

遺児手当 認定 却下 通知書

年 月 日

殿

蒲郡市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった遺児手当については、次のとおり認定・却下します。

受給者	住所			
	氏名		認定却下番号	第 号
遺児	氏名	生年月日	受給資格者との続柄	在学学校名及び学年
		年 月 日		学校 年生
		年 月 日		学校 年生
		年 月 日		学校 年生
振込機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農業協同組合 店		
	口座名	普通預金・当座預金 第 号		
支給開始年月		年 月	手当月額	円
却下理由				

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において蒲郡市を代表する者は、蒲郡市長となります。)
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において蒲郡市を代表する者は、蒲郡市長となります。)

第3号様式（第5条関係）

受付年月日	年	月	日	番号	番号	
市遺児手当所得状況届						
				氏名 _____ 印		
分の所得状況は、次のとおりです。				勤務先 _____		
認定番号				TEL1 _____ TEL2 _____		
区分	氏名	続柄	扶養親族等の数	所得額	控除の額	控除後の所得額
受給者	/	本人	扶養親族等 人 (うち老人 人) (うち特定 人) (うち特少 人)	円	円	円
配偶者			扶養親族等 人 (うち老人 人)	円	円	円
扶養義務者			扶養親族等 人 (うち老人 人)	円	円	円
住所及び受給者氏名						
支払銀行						
口座番号						
児童名 生年月日						
同意書	蒲郡市遺児手当支給要件決定のため私及び私と同居している世帯員の所得金額の確認事務に同意します。 住所 _____ 氏名 _____ 印					
				年	月	日

第4号様式(第6条関係)

遺児手当 支給停止 通知書
支給停止解除

第 号
年 月 日

殿

蒲郡市長 氏 名

印

次のとおり蒲郡市遺児手当の 支給を停止 したので通知します。
支給停止を解除

認 定 番 号	第 号	手 当 月 額	円
受 給 者	住 所		
	氏 名		
理 由			
停 止 期 間 又 は 解 除 し た 日			
備 考			

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において蒲郡市を代表する者は、蒲郡市長となります。)
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において蒲郡市を代表する者は、蒲郡市長となります。)

第5号様式(第7条関係)

遺児手当認定事項変更届

年 月 日

蒲郡市長 殿

受給者 氏 名 ㊟

次のとおり変更の必要を生じたので届けます。

認 定 番 号	第	号	変 更 年 月 日	年	月	日	
変 更 事 項	住 所	旧					
		新					
	氏 名	旧					
		新					
	金 融 機 関	旧	名 称	銀行・信用金庫・農業協同組合			店
			口 座	普通預金・当座預金			第 号
		新	名 称	銀行・信用金庫・農業協同組合			店
			口 座	普通預金・当座預金			第 号
	新 た に 遺 児 と な っ た 者 又 は 遺 児 で な く な っ た 者	氏 名	生 年 月 日	受給者 との統 柄	在学学校名及び 学年		理 由
			年 月 日		学校	年生	
		年 月 日		学校	年生		
		年 月 日		学校	年生		
		年 月 日		学校	年生		

※

決 裁						公 印 使 用
認 定	受 給 者	住 所	養 育 者	金 融 機 関		認 定 年 月 日
	遺 児	住 所	年 齢			認 定 者
	手 当 額 変 更 通 知 番 号	手 当 額 変 更 通 知 年 月 日	手 当 額 変 更 年 月	手 当 変 更 月 額		
	第 号	・ ・	年 月	円		

第6号様式(第8条関係)

遺児手当受給資格喪失届

年 月 日

蒲郡市長 殿

受給者 氏 名



次のとおり受給資格を喪失したので届けます。

認 定 番 号	第 号
住 所	
氏 名	
資格喪失年月日	年 月 日
資 格 喪 失 の 理 由	

決 裁							
認 定	受 給 者	住 所	養育者			認 定 年月日	・ ・
	遺 児	住 所	年 齢			認定者	

第1号様式（第3条関係）

（平30規則10・全改）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第7条関係）

第6号様式（第8条関係）